

## 第13回 総会議事録

- 1 開催の日時 平成30年7月30日(月)午後2時00分～午後3時15分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第83号 非農地確認について
- 議 第84号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第25号 会長専決処分の報告

報告第26号 事務局長専決処分の報告

- 4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 宮廻 彰夫(出)  | 2番 富士本 数彦(出) | 3番 高橋 裕典(出)  |
| 4番 青砥 芳美(出)  | 5番 磯部 美津子(出) | 6番 勝田 達雄(出)  |
| 7番 須山 真史(出)  | 8番 永江 りえ(出)  | 9番 矢野 秀行(出)  |
| 10番 清水 秋廣(出) | 11番 足立 裕子(出) | 12番 吉岡 雅裕(出) |
| 13番 榎原 篤(出)  | 14番 渡部 文明(出) | 15番 吉岡 幸雄(出) |
| 16番 岸本 定朝(出) | 17番 浅野 真治(出) | 18番 古藤 一郎(出) |
| 19番 三島 進(欠)  |              |              |

- 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	成瀬 夏希
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	大田 和孝	農地係主事	伊藤 謙
農地係主任	野津 慎一		

## 6 会議内容

事務局	定刻になりました。事務局長の豊島です。 19番の三島委員から、松江市農業委員会会議規則第4条により、当委員の諸事情により、本日の総会に出席できない旨、届けがございました。このような場合に対し、平成29年7月31日に開催の第1回総会で、第2号議案により、農業委員会法第5条第5項に規定する、会長の職務を代理する者として、16番の岸本委員が副会長に選任されています。つきましては、本日の総会の議長職は、岸本副会長にお願いすることになります。岸本副会長、よろしく申し上げます。
議長 (岸本副会長)	それでは、事務局から説明がありましたとおり、三島会長が急きょご欠席ということで、第1回総会で議決いただいておりますとおり、私が会長の職務を代理させていただきます。議事の進行につきまして、円滑に進みますよう、委員の皆様には、ご理解ご協力お願いいたします。
事務局	そうしますと、岸本副会長、議事の進行をお願いします。
議長	はい、そうしますと、ただ今から第13回松江市農業委員会総会を開会します。 最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、先ほども説明がありましたとおり、19番三島委員から提出されています。委員定数は19名のうち、1人を除き、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。 次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番の須山委員、8番の永江委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事にお願いします。
議長	議第80号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。なお、本案件の番号28番につきましては、14番委員に関係する事案でございますので、まず番号28番をご審議いただくこととし、14番委員におかれましては、農業委員会法第31条第1項の規定により審議終了までの間、退席をお願いします。 (14番委員退席)
事務局	それでは、事務局の説明をお願いします。 (議案朗読) それでは、議第80号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。 今月の農地法第3条の許可申請は8件14筆で、所有権の移転が7件11筆、使用貸借権の設定が1件3筆です。なお、説明資料の図の斜線部分は譲受人の所有地です。 それではまず、28番の案件についてご説明します。申請は、八束町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接に自作地があり一体利用が見込めるためです譲受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 本案件は、農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしくお願い致します。
議長 11番委員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします 11番です。先日17日午前中橋北、午後から橋南の方を現地調査いたしました2

議  
議  
議  
議  
事  
務  
局

長  
長  
長  
長  
局

8番八束町波入の案件ですが、なんの問題もなく許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第80号の番号28番は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第80号の番号28番は原案のとおり許可することに決めます。それでは、14番委員の除斥を解きます。

(14番委員入室)

次に、議第80号の番号23番から27番までと29番、30番につきまして、ご審議いただきます。それでは、事務局の説明をお願いします。

(議案朗読)

それでは、引き続き議題80号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。

それでは、23番の案件についてご説明します。申請は、西浜佐陀町の畑2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、市外在住で管理困難なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり一体利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクタ、耕運機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、24番の案件についてご説明します。申請は、東津田町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地が自宅に隣接しており耕作に便利なためです。譲受人の世帯は、トラクタ、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、25番の案件についてご説明します。申請は、乃白町の畑2筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、付近に自作地があり耕作に便利なためです。譲受人の世帯は、耕運機、トラクタ等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、26番の案件についてご説明します。申請は、玉湯町の田、現況畑の3筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、社会福祉法人の利用者の療養のためです。受人の社会福祉法人では、指導員とその指導員の指導の下で入所者が農業を行われます。

なお本案件は農地法施行令第二条第一項第一号ハに該当します。これは教育、医療又は社会福祉事業を目的として設立された法人が営利目的ではなく当該目的に係る業務の一環として農地を利用する場合において、農地を取得することができるものです。具体的には、学校教育の一環として、児童や生徒が農業体験をしたり、病院や社会福祉法人で患者や利用者がリハビリ、療養のために農業をする場合などです。取得後は、

野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、27番の案件についてご説明します。申請は、宍道町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得するためです。譲受人の世帯は、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、29番の案件についてご説明します。申請は、八束町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得するためです。譲受人の世帯は、トラクタ、噴霧器、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、牡丹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、30番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町の畑3筆を使用貸借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。借受け人はご覧のとおりです。貸出し理由、借受け理由ともに家庭の事情によるものです。借受け人の世帯は、トラクタ、耕運機、運搬機、移植機、動力噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長  
1 1 番 委 員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。  
11番です。17日に3班で現地調査を行いました。23番西浜佐陀町の案件、24番東津田町の案件、25番乃白町の案件、26番玉湯町の案件、27番宍道町の案件、29番八束町の案件、30番東出雲町の案件、ともに何の問題もなく許可相当であると判断いたしました。

議 長  
1 2 番 委 員

ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

12番です。26番の社会福祉法人の件ですが、営利目的がいけないという話があったのですが、仮に余ったものなど、教育の一環として野菜作りをして育てたものは出荷できないのでしょうか。

事 務 局

農地法施行令第2条第1項ハには学校、病院又は社会福祉事業を目的とする法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることとされています。農地取得の主たる目的が営利ではなく、教育やリハビリのために行った農作業で栽培され、給食などで消費しきれなかった作物を販売体験・販売学習などを通じて販売することは、可能であると考えます。

議 長

ほかにごいませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第80号の番号23番から27番までと29番、30番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第80号の番号23番から27番までと29番、30番は、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第81号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

4条の12番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は第2種農地です。転用目的は資材置場です。転用面積、所要面積ともに548㎡です。事業計画でございますが申請地を平成28年6月ごろより建設資材置場として使用していたもので、追認案件として始末書が提出されております。

4条の13番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は竹矢町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、転用目的は車庫、駐車場です。転用面積は164㎡のうち124.17㎡で、所要面積も同様の124.17㎡です。事業計画ですが、申請地に昭和49年に車庫を建築し、駐車場として使用していたものです。追認案件であることから始末書が提出されています。事業の詳細につきましてはご覧のとおりです。

4条の14番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は宅地拡張です。転用面積は302㎡、所要面積も同様の302㎡です。事業計画ですが、申請地を、自宅を建築した昭和54年当初から庭として整備し、使用していたものです。追認案件であることから始末書が提出されています。事業の詳細につきましてはご覧のとおりです。

4条の15番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は墓地です。転用面積は44㎡のうち5㎡、所要面積も同様の5㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が地滑りでたびたび崩落しており、安全上問題があるため、自宅の隣接地である申請地に墓地を移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

4条の16番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は墓地です。転用面積は691㎡のうち9.90㎡、所要面積も同様の9.90㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が山中にあり管理が困難なため、申請地に墓地を移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条5件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは現地調査班からの報告をお願いします。

1 1 番 委 員 11番です。同じく17日に現地調査を行いました。12番下東川津町の案件です

が追認案件で建設資材置場として使用されていたものですが、許可相当と判断いたしました。13番竹矢町の案件ですが、こちらも49年に車庫を建築されておりますが、許可相当と判断いたしました。14番宍道町の案件ですが、こちらは自宅を建て直される際に庭で使用していたところが農地だということがわかったということで追認案件ですが、こちらも許可相当と判断いたしました。15番、16番は墓地案件で、こちらは現地調査を行っておりません。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。本案件は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第81号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第81号は、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

5条の42番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西長江町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和D区域となります。農地区分は第2種農地です。転用目的は自宅進入路および駐車場です。転用面積、所要面積ともに267㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、自宅への進入路および駐車場として整備するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

5条の43番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は薦津町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は第1種農地となります。土地利用計画との調整ですが、平成29年11月29日に農振除外決定済みでございます。転用目的は資材置場です。許可該当条項は農地法施行規則第35条第5号の、既存施設敷地の2分の1を超えない拡張整備に該当いたします。転用面積、所要面積ともに1,919㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し隣接する事業所用の資材置場とするものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

5条の44番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は上東川津町の4筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は第2種農地です。転用目的は共同住宅用地です。転用面積、所要面積ともに1,013㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、共同住宅2棟を建築するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

5条の45番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和B区域となります。農地区分は第2種農地です。転用目的は駐車場および進入路です。転用面積、所要面積ともに2,580㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、事業所用の駐車場として整備するものです。その他詳細・資金計画

については記載のとおりです。

最後に5条の46番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内のままでの転用となります。転用目的は工事事務所、駐車場です。転用面積は919㎡、所要面積も同様の919㎡です。許可該当条項は農地法施行令第10条第1項第1号で、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を、県発注の公共工事のための現場事務所および関係車両駐車場として一時転用するもので、一時転用期間は平成31年1月31日までです。申請地は、現在別の事業者が今月末までの許可を得て同じく現場事務所、駐車場として一時転用しています。この場所での一時転用が開始されたのが平成27年の12月であり、今年12月で通算3年となりますが、事業者が変更となること、また一時転用の期間延長は行わないことを事業者からの文書で確認していること、また一時転用完了時の農地の復元方法について地権者の合意を得た計画が提出されていることから、事務局としては許可は可能と考えております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条5件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

11番です。5条の42番西長江町の案件ですが、自宅への進入路及び駐車場として整備するものですが、確かに自宅への進入路が無いので、こちらも許可相当と判断いたしました。43番は農振除外時に調査を行ってございましたので、今回は現地調査を行っておりません。44番上東川津の案件ですが、道路を挟んで右と左に共同住宅二棟を建築するものですが、A棟の土地は小さい木も生えており、B棟の土地は畑として使用されていましたが、これも許可相当であると判断いたしました。45番西尾町の案件ですが、こちらの土地は小さな草が生えていましたが駐車場として整備するものということで、許可相当であると判断いたしました。46番乃白町の案件ですが、先ほど事務局の説明があったとおり、以前も他の建設会社が一時転用されていた場所で、延長なしですぐ農地に復元するということですので、こちらも一時転用として許可相当であると判断いたしました。以上です。

ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

12番です。5条の43番のことですが、申請地の隣の農地は転用されると、道路とも接しておらず進入路もなくなるように見えますが、許可後ここは農地として使えなくなってしまわないですか。

申請地の隣の農地は北側に進入路があります。またこの農地が今後耕作放棄地にならないように農業委員会としても注意していきますし、地元の農業委員を通じ所有者にも確認していきます。

ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、本案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である番号42番と44番から46番までの計4件を採決いたします。議第82号の番号42番と44番から46番までの計4件は、原案の

議 長  
1 1 番 委 員

議 長  
1 2 番 委 員

事 務 局

議 長

議 長

とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第82号の番号42番と44番から46番までの計4件は、原案のとおり許可することに決めます。

次に、本案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる番号43番、1件を採決いたします。議第82号の番号43番、1件は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第82号の番号43番、1件は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に、議第83号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案朗読)

今月の、非農地証明願についてご説明いたします。議案と「非農地確認について」の説明資料を併せご覧ください。今月の非農地証明願は2件18筆です。

まず、番号8番について説明します。土地の所在は、東忌部町の都市計画区域外、農用地区域、農用地区域外の田17筆で、申請人はご覧のとおりです。

土地の状況についてご説明します。

申請地は大きく分けて4か所ございます。説明資料の図の1番は、県道24号線から大谷柳原線を東に700メートル進んだ地点を右折し南に400メートル進んだ後左折しその次の分かれ道を左に進んだその次の分かれ道の前方120メートルほど先に広がる田3筆です。説明資料の図の2番は、先ほどの二つ目の分かれ道を右に進み道なりに170メートル進んだ後熊山平原線を北北東に70メートル進んだ地点の南東60メートルほど先に広がる田3筆です。説明資料の図の3番は、2番と同様に二つ目の分かれ道を右に進んだ後道なりに70メートルほど進んだ地点の南東に広がる田6筆です。説明資料の図の4番も、2番と同様に二つ目の分かれ道を右に進んだ後道なりに170メートル進んだ地点の南西に広がる田5筆です。

以上の四か所は、いずれも平成10年頃から労力不足等により、耕作放棄されており、現在は雑木等の繁茂や周囲の山林との一体化などにより、農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、村上幸可農地利用最適化推進委員です。

次に、番号9番についてご説明します。土地の所在は、八束町の都市計画区域外、農用地区域の畑1筆で、申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は県道338号線から二子24号線を南に進み善慶寺の北側の駐車場に入り、その駐車場の東隣に位置しており、昭和40年頃から労力不足により耕作放棄されており、現在は竹や雑木等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、吉岡敏弘農地利用最適化推進委員です。

以上、ご報告しましたとおり、いずれも当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 長 それでは、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

事 務 局 現地確認した際の現地の状況です。先ず番号8番の案件ですが、7月5日に申請者の立ち合いの下、村上幸可農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、20年前ごろから労力不足等により耕作放棄され、農業用機械の搬入も困



難な状態で、該当地も雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。

次に番号9番の案件ですが、7月4日に申請者の代理人の立会いの下、吉岡敏弘農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。

現地は、50年前ごろから労力不足により耕作放棄され、雑木や竹が繁茂し、すでに竹林化しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。現地の確認についての報告は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第83号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第83号は原案のとおり確認することに決めます。

次に議第84号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

なお、本日の本案件においては、各委員に関係するものはなく、農業委員会法第31条の規定により、退席をお願いするものではありません。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

それでは議案84号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

始めに、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1は法吉地区の新規案件です。利2は朝酌地区の更新案件です。利3は本庄地区の更新案件です。利4は島根地区の新規案件です。利5は八雲地区の更新案件です。利6から利7は八束地区の新規案件です。

以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田1, 565㎡、畑2, 173㎡、合計面積13, 738㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。転1は八束地区の新規案件で、機構の転貸です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田121㎡、畑672㎡、合計面積793㎡となります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第84号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第84号は、原案のとおり決定することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第25号「会長専決処分の報告」、報告第26号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事 務  
議

局  
長

(報告)  
報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了  
しましたので、第13回松江市農業委員会総会を閉会いたします。